

奈良県訓令第十二号

監理課

河川課

砂防課

各土木事務所

水防事務従事職員被服貸与規程（昭和三十八年四月奈良県訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

令達先中「監理課」を「県土マネジメント部企画管理室」に、「河川課」を「河川整備課」に、「砂防課」を「砂防・災害対策課」に改める。

第三条中「すみやかに」を「速やかに」に、「河川課長」を「河川整備課長」に改める。

第五条第一項中「すみやかに河川課長」を「速やかに河川整備課長」に改め、同条第二項中「河川課長」を「河川整備課長」に改める。

第七条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。